

養父市ボランティア・市民活動センター運営委員会規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 2 号

(目的)

第 1 条 養父市ボランティア・市民活動センター(以下「市センター」という。)規程第 4 条の規定に基づき、ボランティア市民活動センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営委員会は委員 15 名以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市センター所長(以下「所長」という。)が委嘱する。

- (1) ボランティアグループの代表
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) ボランティア活動に関して知識経験のある者
- (4) その他所長が認めた者

(委員長及び副委員長の選任及び任務)

第 4 条 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。

(会議)

第 6 条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、市センターにおいて処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、市センターの運営に必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。